

指名の基準に関する運用基準についての一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>7 第14条第4項に規定する留意すべき事項の運用は次のとおりとする。</p> <p>(イ) 建設業許可の状況について</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) 請負対応額<u>1億</u>円以上のすべての建設工事において、原則として特定建設業の許可を受けた者のうちから行う。</p> <p>(ロ) ~ (ル) 略</p>	<p>7 第4項に規定する留意すべき事項の運用は次のとおりとする。</p> <p>(イ) 建設業許可の状況について</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) 請負対応額<u>8,000万円</u>以上のすべての建設工事において、原則として特定建設業の許可を受けた者のうちから行う。</p> <p>(ロ) ~ (ル) 略</p>

附 則

- 1 この通知は、令和8年2月1日から施行する。
- 2 この通知による改正後の指名の基準に関する運用基準についての規定は、令和8年2月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用することとし、同日前に入札公告等を行う建設工事については、なお従前の例による。